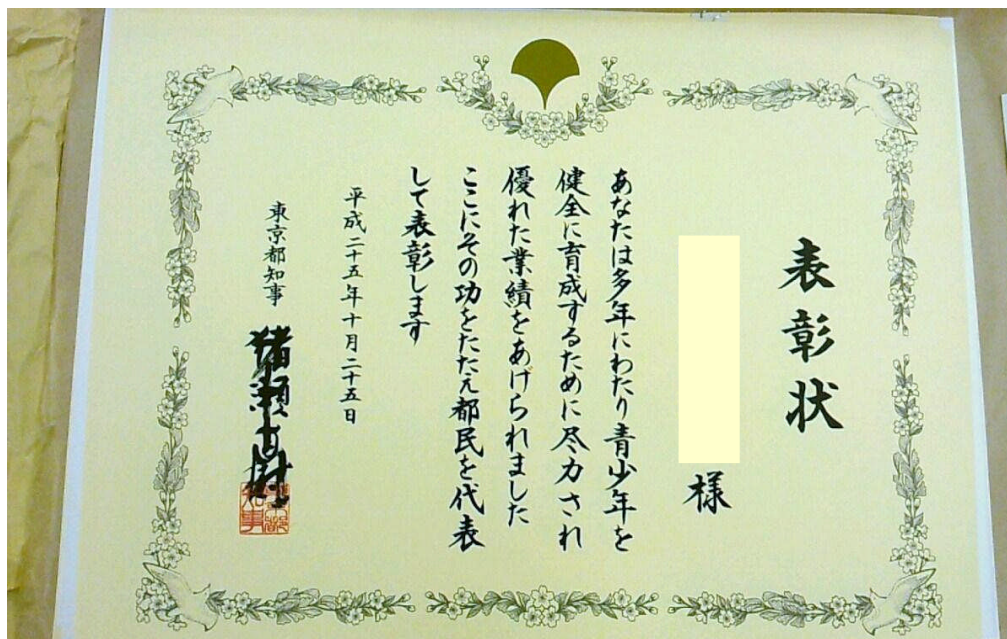


新着情報

平成25年度東京都青少年健全育成功労者等表彰式



平成25年10月25日に都庁大会議場において、青少年の健全な育成に顕著な功績があった方々を対象に、東京都青少年健全育成功労者等表彰式が行われ、知事より69名、9団体の方々に表彰状が、83名、7団体の方々に感謝状がそれぞれ授与されました。



14号

平成25年12月



YOUNSMILE

広

報

ネット相談の事例紹介

東京都では、子供のネット・ケータイのトラブル相談のために「こたエール」という電話・ネット相談窓口を設けております。

前号に引続き、本号も実際に寄せられた相談事例を一部編集して紹介し、青少年のインターネット利用に伴うトラブルや危険について考えてみます。

事例 携帯電話に全く心当たりのないサイトから大量にメールが届き「46型液晶テレビが当選しました。」とか「お急ぎ下さい！30万円分のポイントが間もなく失効します。」等の内容が記載されていた。

メールに「当選辞退の方はこちらに返信して下さい。」や「退会希望の方はこちらをクリックして下さい。」との記載があったが、心当たりのない相手からのメールだし、どうすればいいのだろうか。

事例に基づいて、青少年のインターネット利用に伴うトラブルや危険について考えてみます。

- ・ 最良の対応は、メールを削除し、以後同様のメールが届いてもそれらのメールを削除し続けることです。そして無視し続けることです。
- ・ 安易に「当選辞退の方はこちらに返信して下さい。」をクリックしてメールを返信すれば、さらに大量のメールが送信され、支払う必要のない金銭を騙し取られ、脅し取られる危険もあります。
- ・ また、「退会希望の方はこちらをクリックして下さい。」をクリックすれば、画面上に自分の携帯電話の個人識別番号と一緒に「退会事務手数料として3日以内に5万円をお振込み下さい。お支払いなき場合は、個人識別番号よりお客様の個人情報を調べて、法的措置をとらせていただきます。」等と表示されることが予想されます。
- ・ もちろん、事業者や個人が携帯電話の個人識別番号から個人情報を調べることはできませんので、自分からサイトに書き込むなどして個人情報を相手に教えない限りは、相手に自分の個人情報を知られることはありません。
- ・ ただし、一度でも相手に個人情報を提供してしまうとネット上に個人情報が拡散してしまいます。
- ・ 迷惑メールから不適切なサイトに誘導されることを防ぐにはフィルタリングの利用が有効ですが、大人が子供に対し、インターネット利用に伴うトラブルや危険について具体的に教えてあげることが大切です。

5つの 落とし穴

- 有害情報の存在
- 情報の拡散性
- 騙される危険性
- 匿名性への誤解
- 依存の問題

事例の参考回答は、こたエールHPをご覧ください。 <http://www.tokyohelpdesk.jp/>

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
連絡先 03-5388-3169
条例・規則の全文等につきましては、
東京都青少年課ホームページをご参照ください。

東京都青少年課

検索